【介護老人保健施設重要事項説明書】

〈令和　８年　８月　１日現在〉

１．当事業者が提供するサービスについての相談窓口

電話：０４８（５５１）１１１５

担当：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※　ご不明な点は、何でもお尋ね下さい。

２．老人保健施設はなみずきの概要

〈事業者名〉　医療法人社団　優慈会
老人保健施設事業者　はなみずき

〈所在地〉　埼玉県深谷市柏合１０４１－１　０４８（５５１）１１１５

〈介護保険指定番号〉介護老人保健施設
（ 埼玉県　１１５４６８００１３号）

３．利用料金

地域区分ごとの１単位あたりの単価（深谷市は７級地）・・・・・・１０．１４円

（１）基本料金・施設利用料　　※多床室は個室以外の居室とします。

※基本料金は施設類型にて変更となる場合があります。
(在宅復帰率やベッド回転率等の数値により決定します。)

施設類型　強化型

	施設サービス費（多床室）	施設サービス費（個室）
要介護１	８７１単位	７８８単位
要介護２	９４７単位	８６３単位
要介護３	１０１４単位	９２８単位
要介護４	１０７２単位	９８５単位
要介護５	１１２５単位	１０４０単位

施設類型　基準型（加算型）

	施設サービス費（多床室）	施設サービス費（個室）
要介護１	７９３単位	７１７単位
要介護２	８４３単位	７６３単位
要介護３	９０８単位	８２８単位
要介護４	９６１単位	８８３単位
要介護５	１０１２単位	９３２単位

短期集中リハビリテーション実施加算・・・・・・・・・２５８単位／日（３か月間）
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算Ⅱ・・・３３単位／月
協力医療機関連携加算１ ・・・・・・・・・・５０単位／月
科学的介護推進体制加算Ⅱ・・・・・ ・・・・６０単位／月
サービス提供体制強化加算Ⅲ・・・・・・・・・・６単位／日
安全対策体制加算・・・・・・・・・・・・・・２０単位／回（入所時に１回限り）
生産性向上推進体制加算Ⅱ・・・・・・・・・・１０単位／月
介護職員等処遇改善加算Ⅱ・・・・・・・・１ヶ月の所定単位×９３／１０００

必要に応じ下記の加算があります

初期加算Ⅰ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ６０単位／日（３０日間）
初期加算Ⅱ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３０単位／日（３０日間）
経口移行加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８単位／日
経口維持加算Ⅰ・・・・・・・・・・・・・・・・・ ４００単位／月
経口維持加算Ⅱ・・・・・・・・・・・・・・・・・ １００単位／月
療養食加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６単位／回（１日に３回を限度）
認知症短期集中リハビリ加算・・・・・・・・・・・・２４０単位／日（３か月間）
在宅復帰支援機能加算・・・・・・・・・・・・・・ １０単位／日
※在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅱ・・・・・・・・ ５１単位／日
(基準型の加算算定月では、上記加算分のみ追加になります。)
入所前後訪問指導加算Ⅰ・・・・・・・４５０単位／回（入所中に１回を限度とする）
入退所前連携加算Ⅱ ・・・・・・・ ４００単位／回
退所時情報提供加算Ⅰ・・・・・・・ ５００単位／回
退所時情報提供加算Ⅱ・・・・・・・ ２５０単位／回
退所時栄養情報連携加算・・・・・・・・・７０単位／回
再入所時栄養連携加算Ⅰ・・・・・・・２００単位／回（再入所時に１回限り）
試行的退所時指導加算・・・・・・・・・４００単位／回
若年性認知症利用者受入加算・・・・・・１２０単位／日
ターミナルケア加算
（１）死亡日４５日前～３１日前・・・・７２単位／日
（２）死亡日３０日前～４日前・・・・１６０単位／日
（３）死亡日前々日、前日・・・・・・９１０単位／日
（４）死亡日・・・・・・・・・・・・１９００単位／日
緊急時治療管理加算１・・・・・・・・ ５１８単位／日（月に連続３日を限度とする）
所定疾患施設療養費Ⅰ・・・・・・・２３９単位／日（月に１回連続７日を限度とする）
外泊時費用・・・・・・・・・・・・・３６２単位／日（月に６日を限度とする）
自立支援促進加算・・・・・・・・・・３００単位／月
排せつ支援加算Ⅰ・・・・・・・・・ １０単位／月
新興感染症等施設療養費・・・・・・・２４０単位／日（月に５日を限度とする）
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ・・・１０単位／月
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ・・・・５単位／月

（２）居住費及び食費

【利用者負担第１段階】

- 市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者
- 生活保護受給者
- 境界層該当者

	居住費	食費
個室	５５０円	３００円
多床室	０円	３００円

【利用者負担第２段階】

- 市町村民税世帯非課税であって（合計所得金額＋課税年金収入額≦８０万円／年）を満たす者
- 境界層該当者

	居住費	食費
個室	５５０円	３９０円
多床室	４３０円	３９０円

【利用者負担第３段階 ①】

- 市町村民税世帯非課税であって、利用者負担第二段階該当者以外の者
- 境界層該当者
- 市町村民税世帯課税層における特例減額措置の適用がある者

	居住費	食費
個室	１，３７０円	６８０円
多床室	４３０円	６８０円

【利用者負担第３段階 ②】

- 市町村民税世帯非課税であって、利用者負担第二段階該当者以外の者
- 境界層該当者
- 市町村民税世帯課税層における特例減額措置の適用がある者

	居住費	食費
個室	１，３７０円	１，４２０円
多床室	４３０円	１，４２０円

【利用者負担第４段階】

- 市町村民税本人課税者

	居住費	食費
個室	１，７００円	１，９５０円
多床室	６５０円	１，９５０円

（3）その他（自己負担分）

特別室 個室	１，５００円／日
特別室 個室（トイレ無し）	１，１００円／日
特別室 二人室	７５０円／日
予防接種費	実　　費
理美容費	２，０００円／回
日用生活費	２５０円／日
教養娯楽費	２５０円／日
行事食代	１５０円／回
オヤツ代	１５０円／日
医師発行文書代	１１，０００円
発行文書代（その他）	５，５００円
領収書再発行代	２２０円/枚
付加食品代	１５０円/回

※ 日用生活費は、タオル・ハンドペーパー・テッシュペーパー・綿棒・入浴用品等

※ 教養娯楽費は、折り紙・風船・書道用品・印画紙・電池・遊具・行事費用等

※ その他、必要に応じて実費がかかります。

４．支払方法

毎月、５日に前月分の請求をいたしますので２５日までにお支払い下さい。

お支払方法は、はなみずき窓口でお支払い頂くか、銀行振込、口座振替（※申込書を提出してから２ヵ月後からになります）でお願いします。

はなみずき窓口でお支払いの場合、平日は**１８時半**までに、土曜・祝日は**１７時半**までにお願いします。**日曜日は支払いの受付を行っていませんのでご了承下さい。**

５．事業者利用にあたっての**留意事項**

- **面会・外出**　…別紙参照（時期によって制限があります。）
- **外泊**　…別紙参照（時期によって制限があります。）
- **金銭、貴重品の持込み**… 原則個人管理です。（施設での責任は負いかねます。）
- **施設外での受診**　… 外泊時に（緊急以外に）施設に無断で外来受診はできません。
- **電化製品の持込み**　… 持込の場合は１日１１０円。(4 人部屋のみ)
- **ペット**　… つれ込み禁止
- **居室について**　…ご本人様の状態、対人関係及び施設の都合等で居室を移動して頂く事がありますのでご了承下さい。

６．相談、要望、苦情等の窓口

介護老人保健施設に関する相談、要望、苦情等はサービス提供責任者か下記窓口までお申し出下さい。

☆サービス相談窓口☆

担当　支援相談員

電話番号：０４８（５５１）１１１５

受付時間 月～金 午前９：００～午後４：３０

上記以外の方法としまして、受付窓口に投書箱を用意してありますので、ご利用下さい。

当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口、埼玉県国民健康保険団体連合会等に苦情を伝えることができます。

深谷市役所（深谷介護保険事務所）	電話　０４８（５７１）１２１１
埼玉県国民健康保険団体連合会	電話　０４８（８２４）２７６１

７．介護老人保健施設の目的と運営方針

事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従がって、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供することを目的とする。

①事業者では、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下における機能訓練、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話を行い、居宅における生活への復帰を目指す。

②事業者では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。

③事業者では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において総合的なサービス提供を受けることができるよう努める。

④事業者では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者に対して思いやり豊かな看護・介護に努めるよう、心の通うサービス提供に努める。

⑤サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

８．緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

９．非常災害対策

- 防災設備　　スプリンクラー、消火器、室内消火栓、避難階段、自動火災報知器他
- 防災訓練　　年２回以上（内１回は夜間想定とする）

１０．　施設の職員体制

	常勤	非常勤	夜間	備考
医師	1			
看護職員	１３	2	1	
薬剤師		1		
介護職員	２８	1	3	
支援相談員	3			
理学療法士	4			1（兼務）
作業療法士	2			2（兼務）
言語聴覚士	1			1（兼務）
音楽療法士				
管理栄養士	1			
栄養士				
介護支援専門員	2			
事務職員	3	1		
その他	3	3		

11．サービスの内容

食事　　朝食　７：１５　～　８：００
昼食　11：４５～１２：３０
夕食　17：４５～１８：３０
原則、入所のフロア食堂にておとりいただきます。

入浴　　週に最低２回入浴していただけます。ただし、状態に応じ、特別浴又は清拭となる場合があります。

介護　　施設サービス計画に沿って下記の介護を行います。
着替え、排泄、食事等の介助、おむつ交換、体位変換、シーツ交換、施設内の移動の付き添い等

機能訓練　個別訓練は1階の訓練室にて機能回復訓練を行います。また、集団訓練は各フロアにて行います。

生活相談　常勤の支援相談員に、介護以外の日常生活に関することも含め相談できます。

理美容　　事業者では、月に１回、第１水曜日に理美容サービスを実施しています。料金は、別途かかります。

レクリエーション　事業者では、年間数回の入居者交流会等の行事を行います。
行事によっては、別途参加費がかかるものもございます。

１２．　協力医療機関

佐々木病院　　深谷市西島町２－１６－１
電話　０４８－５７１－０２４２

あねとす病院　　深谷市人見１９７５
電話　０４８－５７１－５３１１

本庄総合病院　　本庄市北堀１７８０
電話　０４９５－２２－６１１１

尾島デンタルクリニック　　群馬県太田市下田島町１０４９
電話　０２７６－５７－８１４８

令和　８年　８月　１日

介護老人保健施設入所にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

〈所在地〉　埼玉県深谷市柏合１０４１－１

〈名　称〉　医療法人社団　優慈会
介護老人保健施設　はなみずき

〈電　話〉　０４８（５５１）１１１５

〈説明者〉　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

私は、契約書および、本書面により、事業者から介護老人保健施設についての重要事項の説明を受け了承しました。

令和　８年　８月　１日

契約者氏名

事業者

〈事業者氏名〉　医療法人社団　優慈会
介護老人保健施設　はなみずき
（指定番号）１１５４６８００１３

〈住　所〉　埼玉県深谷市柏合１０４１－１　０４８（５５１）１１１５

〈代表者名〉　理事長　佐々木　敏行　印

利用者（記入欄）

〈住　所〉

〈電話番号〉

〈氏　名〉　印

利用者の身元引受人（記入欄）

〈住　所〉

〈電話番号〉

〈氏　名〉　印